

## モニタリング計画の基本方針（案）

### 1. モニタリング計画の目的

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産推薦地（以下「推薦地」という。）においては、希少種や固有種等で示される顕著な普遍的価値（以下「遺産価値」という。）が将来にわたって維持されることが必要である。そのため、管理機関（環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県、沖縄県、関係市町村をいう。以下同じ。）は、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画（以下「管理計画」という。）」のもと、関係行政機関、関係団体等と連携し、科学的知見に基づいた順応的管理を進めていくこととしている。

そこで、モニタリング計画（以下「本計画」という。）では、自然環境や人為的活動等のモニタリングに係る基本的な方針を明らかにするとともに、調査項目やその内容、及びこれらのモニタリング結果等をもとに遺産価値の保全状況を適切に把握及び評価し、順応的管理に反映させるための手順を規定するものである。

### 2. モニタリングに係る指標の選定方針

推薦書「6.a. 保全状況の主要指標」では、モニタリングの視点に基づき、主要指標を選定している。本計画では、遺産価値が将来にわたって維持されるために必要十分な指標を確保するために、主要指標の他、必要に応じて指標を加除するための選定方針を定める。指標を追加する場合には、遺産価値そのもの、あるいは遺産価値に大きな影響を与える恐れがあると考えられるものを対象とし、持続的な実施が見込まれるものから選定する。

全ての指標について、指標毎に調査項目を選定し、調査内容、調査周期、データの情報源等を一覧（調査項目・指標毎の調査内容等）に示すこととする。

### 3. モニタリングの体制

モニタリングに際しては、各事業実施主体が、関係機関、関係団体及び研究者等と連携して行う。また、各地域で活動している団体及び個人がモニタリングの主体となって研究者等が技術的支援を行うことにより、地域全体を巻き込んだモニタリング体制の構築についても検討する。

#### 4. 推薦地の遺産価値の保全状況についての評価方法

遺産価値の評価手順を以下に示す。

##### I. 調査項目ごとの評価

管理機関は、各指標に基づく調査項目に対して、調査周期ごとに、遺産価値に与える影響の大きさと傾向に関する定量的・定性的な評価を行う。

評価にあたって、管理機関は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地科学委員会（以下「科学委員会」という。）に対してモニタリング結果等を報告し、必要に応じて評価及び各事業への科学的知見に基づく助言を得る。なお、調査項目について、保護増殖事業計画に基づく個別検討会等が設置されている場合は、モニタリング結果の評価に当たり、これらの検討会等における検討結果を踏まえるものとする。

##### II. 遺産価値の保全状況についての総合的な評価

管理機関は、概ね5年毎に、遺産価値の保全状況について総合的な評価を行う。

評価にあたって管理機関は、科学委員会に対してモニタリング結果等を報告し、評価への科学的知見に基づく助言を得る。その得られた助言に加え、それまでの調査項目ごとの結果及び評価並びに現地の状況を踏まえて、遺産価値の保全状況について総合的な評価を行う。

#### 5. モニタリング対象地域

モニタリングの対象地域は主に、推薦地、緩衝地帯及び周辺管理地域とする。

#### 6. 本計画の期間

本計画の計画期間は概ね10年とする。計画期間の中間時点である5年後及び期間終了時期に本計画の継続・変更について検討し、必要に応じて見直しを行う。

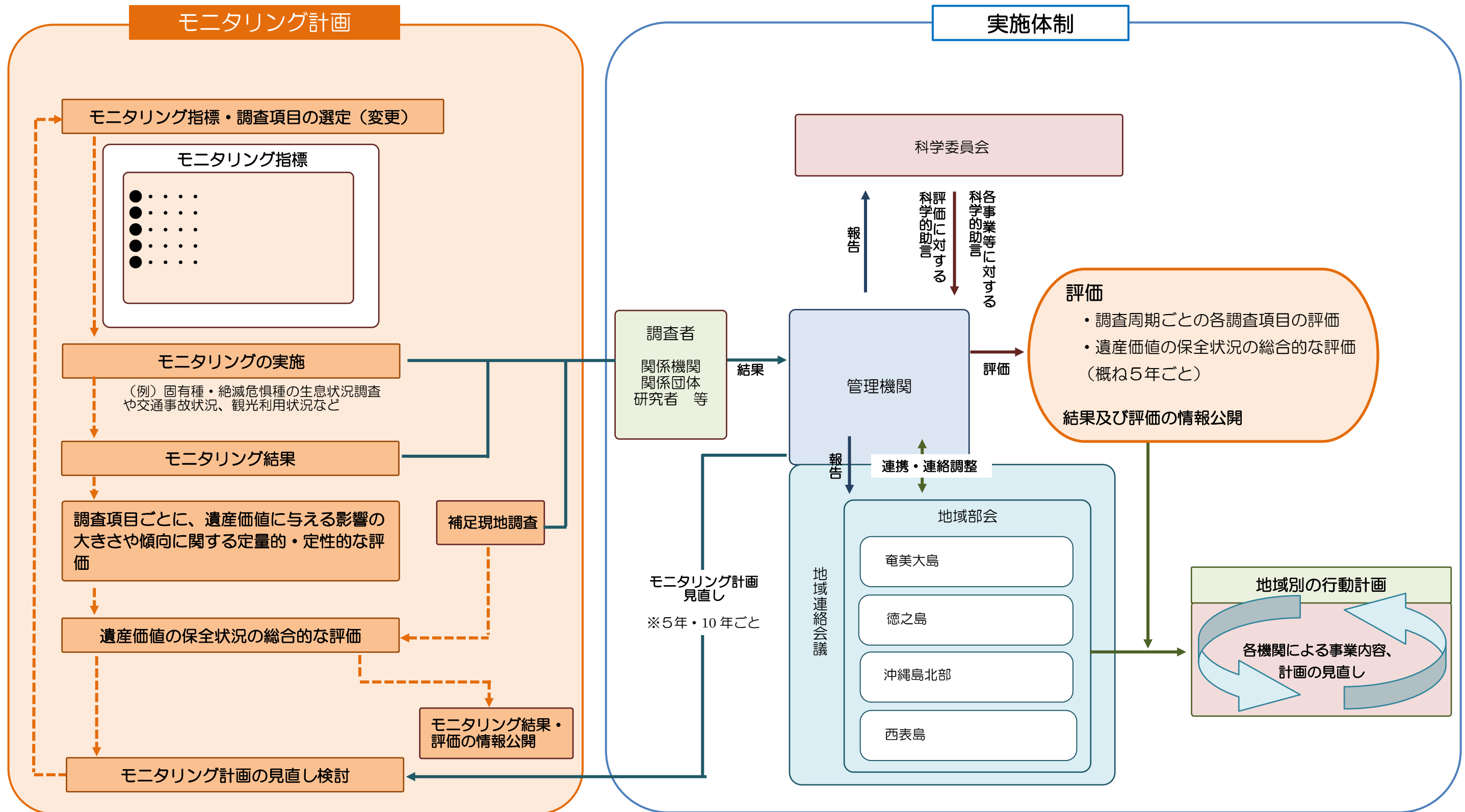
#### 7. モニタリング結果・評価の共有と公表

モニタリング結果やその評価等については、適切に管理・蓄積するとともに、関係行政機関、関係団体、研究者等の間で随時情報を共有し、保全・管理への有効活用を図る。また、広く一般に情報提供を行うことにより、推薦地の管理の透明性を確保するように努める。ただし、希少野生動植物等の生育・生息地の情報等については、慎重に取り扱うこととする。

## **8. モニタリング結果・評価を踏まえた順応的管理**

管理機関は、調査項目ごとの評価及び科学委員会から得られた各事業への科学的助言等を踏まえ、必要に応じて事業内容の見直しについて検討を行う。その際には、4島の地域部会（奄美大島部会、徳之島部会、沖縄島北部部会、西表島部会を指す。）と連携し、必要に応じて、地域別行動計画（以下「行動計画」という。）の見直しを検討する。

また、遺産価値の保全状況についての総合的な評価の結果は、遺産価値を維持していく上で重要なものであるため、科学委員会から得られた各事業への科学的助言とともに、地域連絡会議において行われる管理計画及び行動計画の評価・見直しに反映することとする。



図●. モニタリング計画フロー図